



宮 崎 県 公 報

平成27年1月13日（火曜日）第 2657 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

告 示		頁
○生活保護法に基づく施術者の指定……………（国保・援護課）	1	
○生活保護法に基づく指定施術者の名称の変更…（ “ ” ）	1	
○生活保護法に基づく指定施術者の施術所の所在地の変更……………（ “ ” ）	2	
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………（障害福祉課）	2	
○指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定……………（ “ ” ）	2	

○民有林の保安林の指定……………（自然環境課）	2
○林業種苗生産事業者の登録……………（森林経営課）	2
○道路の区域の変更……………（道路保全課）	2
公 告	
○地域森林計画の策定……………（森林経営課）	3
○地域森林計画の変更……………（ “ ” ）	3
○基本測量終了の通知（2件）……………（管理課）	3
○公共測量終了の通知（2件）……………（ “ ” ）	3
○入札公告……………	3
海区漁業調整委員会指示	
○漁業法に基づく指示……………	4

告 示

宮崎県告示第14号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成27年1月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田中 秀蔵 （さいわい整骨院）	延岡市幸町 3 - 3 宇野駅前ビル 1 F	平成26年12月 1 日
柳園 文敏 （勤務先：もみもみ鍼小屋訪問マッサージここみ）	都城市都原24 - 5	平成26年11月18日
西森 健一 （勤務先：在宅鍼灸・マッサージ詩）	都城市高木町4328	平成26年11月14日
高橋 利幸 （勤務先：在宅鍼灸・マッサージ詩）	都城市乙房町 450 - 5	平成26年11月14日
松本 悟 （勤務先：誠信堂整骨院）	都城市年見町18 - 6 ミニョンプロムナード 3 - 103	平成26年11月 1 日
小玉 修平	日南市吾田東 5 丁目 2 - 3 - 1 TKコーポ A - 206	平成26年 8 月19日

上原 正義 （楽笑鍼灸院）	小林市堤2961 - 31	平成26年 8 月 1 日
後藤 英二郎 （勤務先：楽笑鍼灸院）	小林市野尻町東麓 110 - 1 平田住宅 2 号	平成26年 8 月 1 日
長友 富士子 （長友治療院）	西都市岡富1157 - 1	平成26年 7 月 1 日
福永 浩昭 （福永鍼灸治療院）	北諸県郡三股町大字蓼池3715 - 1	平成26年 7 月 1 日
甲斐 ひろみ （広美治療院）	日向市永江町 3 丁目 1 12 - 1	平成26年 7 月 1 日

宮崎県告示第15号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成27年1月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定施術者の氏名並びに施術所の名称及び所在地

氏名及び施術所の名称	所 在 地
中原 梨沙 （花木鍼灸整骨院）	都城市山之口町花木2320 - 2

2 届出事項

施術者の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
中原 梨沙	松本 梨沙	平成26年11月17日

会日向病院

宮崎県告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成27年 1 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定施術者の氏名並びに施術所の名称及び所在地

氏名及び施術所の名称	所 在 地
大川原 義晴 （おおかわら鍼灸治療院）	都城市都原町 9 - 6

2 届出事項

施術所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市都原町7238-2	都城市都原町 9 - 6	平成26年 6 月 2 日

宮崎県告示第17号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成27年 1 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
井手野 昇	一般社団法人藤元メディカルシステム藤元総合病院	都城市	外科	平成27年 1 月 1 日
弓 削 俊 彦	医療法人宏仁会海老原総合病院	高鍋町	形成外科	平成27年 1 月 1 日
糟 谷 清	医療法人相愛会桑原記念病院	小林市	内科	平成27年 1 月 1 日
石 堂 雄 毅	社会福祉法人恩賜財団済生会支部宮崎県済生	門川町	小児科	平成27年 1 月 1 日

宮崎県告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成27年 1 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
なないろ薬局 大瀬橋店	延岡市	薬局	平成27年 1 月 1 日

宮崎県告示第19号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成27年 1 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字本城字山田6594（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第20号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第 3 項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成27年 1 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種 穂	苗 木	
1301	山村 研治 宮崎市小松台東 3 丁目 2 番地11	採取・精選	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	山村 研治 日南市大字隈谷丙 2707番地

宮崎県告示第21号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。なお、関係図面は、平成27年 1 月

13日から平成27年1月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
44	県道	宮崎高鍋線	児湯郡新富町大字新田字溜水1046番6地先から同郡同町同大字字竹ヶ山1036番1地先まで	旧	7.4 ~ 22.2	438.1
				新	9.5 ~ 23.1	438.1

公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により、次の地域森林計画を平成26年12月24日付けで定めたので公表する。

平成27年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 地域森林計画の名称
広渡川地域森林計画
- 地域森林計画の計画の期間
平成27年4月1日から平成37年3月31日まで
- 地域森林計画の縦覧場所
宮崎県環境森林部森林経営課及び宮崎県南那珂農林振興局
- 申立てがあった意見の要旨
なし
- 申立てがあった意見の処理の結果
なし

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により、次の地域森林計画を平成26年12月24日付けで変更したので公表する。

平成27年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 地域森林計画の名称
五ヶ瀬川地域森林計画
- 地域森林計画の縦覧場所
宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県西臼杵支庁及び宮崎県東臼杵農林振興局
- 申立てがあった意見の要旨
なし
- 申立てがあった意見の処理の結果
なし

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2600号により公告した基本測量(基準点測量)が平成26年12月10日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成27年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2619号により公告した基本測量(電子基準点現地調査)が平成26年12月20日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成27年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2596号により公告した公共測量(デジタル撮影、同時調整、写真地図作成)が平成26年12月15日終了した旨、都城市長から通知があった。

平成27年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2596号により公告した公共測量(デジタル撮影、同時調整、写真地図作成)が平成26年12月15日終了した旨、三股町長から通知があった。

平成27年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成27年1月13日

宮崎県総合農業試験場長 井上裕一

- 競争入札に付する事項
 - 調達件名 宮崎県総合農業試験場で使用する電気
 - 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - 供給期間 平成27年4月1日午前0時から平成28年3月31日午後12時まで
 - 供給場所 宮崎県総合農業試験場
 - 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 競争入札に参加する者に必要な資格
この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - 平成26年宮崎県告示第487号に規定する資格を有する者で、物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。
 - 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。
- 契約条項を示す場所及び期間
 - 場所 宮崎県総合農業試験場管理課総務担当 宮崎市佐土原町下那珂5805番地 郵便番号 880-0212 電話番号0985(73)

- 2121
- (2) 期間 平成27年1月13日から平成27年2月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 4 入札説明書の交付場所及び交付期間
- (1) 場所 宮崎県総合農業試験場管理課総務担当
- (2) 期間 平成27年1月13日から平成27年2月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県総合農業試験場管理課総務担当
- (2) 提出期限 平成27年2月25日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）によること。
- 6 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県総合農業試験場管理棟第2会議室 宮崎市佐土原町下那珂5805番地 郵便番号 880-0212 電話番号0985（73）2121
- (2) 日時 平成27年2月26日午前10時
- 7 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 8 入札の無効に関する事項
- 宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 9 落札者の決定の方法
- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 10 契約に関する事務を担当する部局等
- 宮崎県総合農業試験場管理課総務担当
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 12 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) この競争入札による調達は、当該調達に係る平成27年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。
- (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:Electricity to be used at the Miyazaki Prefectural Agricultural Research Institute
- (2) Time limit for tender:5:00p.m.25 February, 2015
- (3) Contact point for the notice:Miyazaki Prefectural Agricultural Research Institute, 5805 Shimonaka, Sadowara Town, Miyazaki City, 880-0212 Japan. TEL:0985-73-2121

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第107号

宮崎海区におけるうみがめの採捕及びうみがめの卵の採取について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成27年1月13日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

（採捕の制限）

1 宮崎海区において、うみがめ科のあおうみがめ、あかうみがめ及びたいまい並びにこれらの卵（以下「うみがめ」という。）を採捕してはならない。ただし、次に掲げる目的をもって宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた者については、この限りではない。

- (1) 試験研究
- (2) 増殖
- (3) 委員会が特に認めた目的（承認の申請等）

2 うみがめの採捕にかかる承認等の手続きは次のとおりとする。

- (1) うみがめの採捕をしようとする者は、承認申請書を委員会に提出しなければならない。委員会が承認したときは、承認証を申請者に交付する。
- (2) 承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに委員会に書換交付申請をしなければならない。
- (3) 承認証を亡失し、又は棄損したときは、速やかに再交付申請をしなければならない。

（採捕禁止期間）

3 承認を受けた者であっても、6月1日から7月31日までの期間は、うみがめを採捕してはならない。ただし、1の(1)及び(2)に掲げる者を除く。

（雌がめの採捕禁止）

4 承認を受けた者であっても、雌がめを採捕してはならない。ただし、1の(1)及び(2)に掲げる者を除く。

（承認の期間）

5 承認の有効期間は3年以内とし、この委員会指示の有効期間の満了日を超えない範囲とする。

（制限又は条件）

6 承認の制限又は条件は次のとおりとする。

- (1) 承認を受けた者は、うみがめを採捕する場合は、承認証を自ら携帯し、又は責任者に携帯させなければならない。
- (2) 承認を受けた者は、承認の有効期間終了後又は承認数に到達後、速やかに別に定める様式による報告書を委員会に提出しなければならない。なお、承認期間が1年を越える場合は、前述の報告に加えて毎年末までの報告を速やかに提出しなければならない。
- (3) 目的以外の採捕をしてはならない。
- (4) 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。
- (5) 承認を受けた者は、当該承認がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかにその承認証を委員会に返納しなければならない。

（取扱要領）

7 この指示に定めるもののほか、採捕の承認に関する事務の取扱いについては、うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領（平成26年12月22日第373回宮崎海区漁業調整委員会定め）によるものとする。

（所持及び販売の禁止）

8 承認を受けずに採捕したうみがめ（標本及びはく製を含む。）の所持及び販売をしてはならない。

（指示の有効期間）

9 この委員会指示の有効期間は、平成27年1月13日から平成29年12月31日までとする。